



＝調査基準価格－予定価格×4/100

（調査基準価格とは、長岡市建設工  
事低入札価格調査取扱試行要領（平成30  
年長岡市公告第61号）第2項第1号に  
規定する価格をいう。以下同じ。）

(5) 入札価格が失格基準価格以上かつ  
調査基準価格未満の場合は、次の算式  
により算出した点数を減点する。

減点＝(調査基準価格－入札価格)×  
(20／(調査基準価格－失格基準価格))  
(小数点以下第3位を四捨五入する。)

(6) 無効となった入札参加者の入札価  
格は、価格評価点算出の対象としない。

#### 附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。